

# 令和3年



# 年末の交通安全県民運動実施要綱

《実施期間》 令和3年12月15日（水）から12月31日（金）までの17日間

《目的》 県民一人ひとりが、安全を第一に考え、交通ルールへの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止を図る

《スローガン》 安全をつなげて広げて 事故ゼロへ

- 《運動の重点》
- 1 横断歩行者の安全確保と自転車の安全利用
  - 2 夕暮れ時と夜間の事故防止
  - 3 飲酒運転等危険運転の防止
  - 4 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項



## 《統一主要行事》

行事名	実施日	内 容
運動初日広報 街頭指導の日	12月15日 (水)	本運動の開始を広報し、期間中に行われる各種活動への取組意識を高めるとともに「ピカッと作戦！強化の日」と連携した交通指導等を行い、県民の交通安全意識を図る。
飲酒運転等 危険運転防止の日	12月17日 (金)	「飲酒運転をしない・させない」環境づくりを推進するとともに、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）を未然に防ぐ「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性に関する広報啓発を推進する。
自転車安全利用 強化の日	12月22日 (水)	「自転車安全利用五則」に定める通行ルールや交差点での一時停止等の基本的な交通ルールの遵守と自転車損害賠償保険等への加入に関する広報啓発を推進する。

# 運動の重点に関する主な推進事項

## 横断歩行者の安全の確保と自転車の安全利用

### 1 横断歩行者の安全の確保

- (1) 子供が日常的に集団で移動する通学路や通園路等における見守り活動等の推進
- (2) 高齢者自身が加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な行動を促すための参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- (3) 「しずおか・安全横断3つの柱」の実践による横断歩道の適正利用と信号無視等や横断禁止場所横断などの危険性の周知
- (4) 運転者に対する歩行者保護意識の徹底を図るための交通安全教育と啓発の推進

### 2 自転車の安全利用

- (1) 「自転車安全利用五則」を活用した通行ルールの遵守と交差点での一時停止等安全利用の周知
- (2) 定期的な点検整備による安全性を確保した自転車の利用及びヘルメットの着用促進
- (3) 「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知による自転車損害賠償保険等への加入促進

## 夕暮れ時と夜間の事故防止

### 1 「ピカッと作戦！」の積極的な展開

- (1) 自発光式等の反射材用品の視認効果や使用方法等の周知と自発的な活用の促進
- (2) 夕暮れ時における、自動車・自転車の「早めのライトオン」の実践
- (3) 夜間の対向車や先行車がない状況における「ハイビーム」の効果的な活用

### 2 自動車運送業者等による従業員に対する夕暮れから夜間の時間帯における運転時の注意喚起の実施

## 飲酒運転等危険運転の防止

### 1 飲酒運転の根絶

- (1) 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等による、飲酒運転等を絶対に許さない環境作りの推進
- (2) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- (3) 飲酒運転の悪質性・危険性の理解と飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進
- (4) 自動車運送事業者等の点呼時におけるアルコール検知器使用等、飲酒運転根絶に向けた取組の実施

### 2 妨害運転の防止

- (1) 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性の周知と罰則強化の周知徹底
- (2) 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する啓発の推進

### 3 ながら運転の防止

- スマートフォン等を使用しながら車両を運転する危険性と罰則強化の周知徹底

## 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項

各市町交通安全対策協議会等が策定する年間事故防止重点を中心とした対策の推進